

九頭竜浄水施設更新事業

基本契約書（案）

令和9年3月

福井市上下水道局

九頭竜浄水施設更新事業

基本契約書（案）

福井市（以下「発注者」という。）と【 】（以下「代表企業」という。）並びに【 、及び 】（以下代表企業と併せて、個別に又は総称して「構成企業」といい、総称して「受注者」という。）とは、九頭竜浄水施設更新事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について、次のとおり合意し、次の内容の基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

- 第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な本件業務の全般にわたる事項並びに本件業務に係る基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本基本契約で用いられる用語は、本基本契約（別紙1を含む。）において定義される意味を有する。本基本契約に定義されていない用語については、文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書に定義された意味を有する。

（解釈等）

- 第2条 発注者及び受注者は、本基本契約と共に、入札説明書、要求水準書及びそれらの質問回答書（発注者が[令和8年6月●日付]で公表したもの）並びに技術的対話の質問回答書（発注者が[令和8年9月●日付]で公表したもの。以下同じ。）（以下総称し「要求水準書等」という。）、並びに提案書に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本基本契約、要求水準書等と提案書との間に齟齬がある場合、本基本契約、入札説明書（これに係る質問回答書及び技術的対話の質問回答書を含む。）、要求水準書（これに係る質問回答書及び技術的対話の質問回答書を含む。）、提案書の順にその解釈が優先する。また、当該各文書につき、同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。ただし、提案書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書が要求水準書等に優先する。

（連帯債務）

- 第3条 受注者は、本基本契約に基づく受注者及び各構成員の責任及び債務を、連帯して負担するものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益の

ためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第 439 条第 2 項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 4 条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第 5 条 本事業の事業日程は本基本契約に基づいて締結する予定の設計・建設業務に係る設計・工事請負契約（以下「設計・工事請負契約」という。）のとおりとする。ただし、当該事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

(契約金額)

第 6 条 本基本契約の当事者は、設計・工事請負契約の契約金額が、当該契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

(役割分担)

第 7 条 本事業の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 設計・建設業務は構成企業が本事業の遂行を目的に組成する共同企業体（以下「本件共同企業体」という。）がこれを請け負う。
- (2) ● ※受注者の決定から本基本契約締結まで間において、協議の上、各構成企業の役割などの必要な事項を追記する予定です。

(共同企業体の組成)

第 8 条 本基本契約の当事者は、設計・施工業務を請け負うにあたり、本件共同企業体を組成したことを確認する。

- 2 本件共同企業体は、本件共同企業体の組成及び運営に関し締結された共同企業体協定書の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。
- 3 本件共同企業体は、前項に規定する共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

4 発注者及び受注者は、構成企業が本件共同企業体から脱退する場合又は本件共同企業体に新たな構成員（構成企業を含む。）を追加する場合は、発注者の事前の書面による承諾を得て行うものとし、発注者の事前の書面による承諾なく、脱退又は追加できないことを確認する。

（本基本契約上の権利義務の処分の禁止）

第9条 各当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾なく本基本契約により生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位につき、第三者に対する譲渡若しくは承継、担保提供又はその他の方法により処分をしてはならない。

（債務不履行等）

第10条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害（但し、発注者以外の当事者の損害については、逸失利益を含まない。）を賠償しなければならない。ただし、受注者のいずれかが本基本契約上の規定に違反し又は義務を履行しないことにより発注者に損害を与えた場合、当該受注者及び構成企業は、連帯して発注者に対する損害賠償債務を負担する。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。

（設計・工事請負契約の締結）

第11条 発注者と本件共同企業体は、本基本契約及び要求水準書等に基づき、設計・工事請負契約を[本基本契約の締結と同時に]締結する。

2_発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に書面で通知することにより、本基本契約及び設計・工事請負契約（以下、総称して「本関連契約」という。）のすべて又はいずれかを解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下、受注者と総称して「受注者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本関連契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものである場合
- (4) 受注者又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定した場合
- (5) 受注者又はその代表者、役員等（会社法第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定した場合
- (6) 受注者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合
- (7) 受注者について、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (8) 受注者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められる場合
- (9) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (10) 受注者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (11) 受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
- (12) 受注者が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合
- (13) 受注者が、本事業の落札者決定までの期間において、入札説明書で定められるプロポーザル審査委員会の委員等の本事業の入札手続き関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚した場合。
- (14) 受注者が本基本契約、設計・工事請負契約上の義務を履行しない場合に、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内には是正されない場合
- (15) 受注者等が、営業停止又は営業許可取消し等の処分を受けた場合

(16) 設計・工事請負契約が解除された場合

- 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、発注者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。
- 4 前二項の定めにかかわらず、各当事者は、設計・工事請負契約の終了により、終了時においてすでに当該契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した当該設計・工事請負契約に基づく責任を免除されるものではない。
- 5 受注者が第2項各号に該当する場合（但し、不可抗力を理由として設計・工事請負契約が解除された場合を除く。）には、本基本契約が解除されるか否かを問わず、受注者は、発注者の請求があり次第、受注者の本事業についての契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払う義務を負担するものとする。なお、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 6 前項の場合において、本件共同企業体が既に解散しているときは、発注者は、代表企業その他の構成企業に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、代表企業その他の構成企業は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。
- 7 第2項の場合において設計・工事請負契約が解除されたときに、設計・工事請負契約における違約金に関する定めがあるときは、発注者は、設計・工事請負契約の定めるところに従うものとする。
- 8 第3項に基づき本基本契約が解除された場合、発注者は、受注者に生じた損害（逸失利益を含まない。）を賠償する。

(本施設の設計・建設業務)

第12条 設計・建設業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりであり、本件共同企業体は、設計・建設業務を、設計・工事請負契約、要求水準書等及び提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 本件共同企業体は、発注者との設計・工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、別途合意がある場合を除き、建設業務完了予定日までに本事業に係る新浄水施設（以下「本施設」という。）を完成させ、発注者に引き渡すものとする。

3 本施設的设计・建設業務にかかる契約条件の詳細は、設計・工事請負契約に定めるところによる。

(再委託等)

第 13 条 設計・工事請負契約に基づき請け負った業務に関し、本件共同企業体は、合理的に必要と認められる部分につき、第三者（受注者を除く。）に対して請け負わせる場合には、発注者の事前の書面による承諾を得ることを要する。

2 前項に定める場合において、協力企業又は第三者の行為は委託した本件共同企業体の行為とみなして、本件共同企業体は設計・工事請負契約に基づき責任を負うものとする。

(契約の保証)

第 14 条 本件共同企業体は、発注者に対し、設計・工事請負契約締結までに、別紙 2 第 1 項に規定する契約保証金を納付し、又は別紙 2 第 2 項に規定する担保提供等を行うものとする。本件共同企業体は、契約期間中、発注者に納付した契約保証金の残高を維持するものとする。

2 本件共同企業体が、設計・工事請負契約に基づいて発注者に対して損害金、又は違約金を支払う義務を負うときは、発注者は、前項に基づき納付された契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当することができるものとする。

3 設計・工事請負契約に係る契約金額の変更があった場合には、設計・工事請負契約においては保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、本件共同企業体は、保証の額の減額を請求することができる。

(性能保証に関する責任)

第 15 条 引渡日から設計・工事請負契約第 57 条に定める契約不適合責任の期間中に本施設について異常事態が発生した場合又は業務水準（要求水準書等若しくは事業提案書に基づく業務水準をいう。以下同じ。）が達成されなかった場合（本施設的设计に係る成果物又は本施設がその種類、品質、数量、権利その他の事項に関して設計・工事請負契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）に基づく異常事態の発生及び業務水準の未達成を含む。）には、設計・工事請負契約第 31 条の規定にかかわらず、本件共同企業体は、設計・工事請負契約に基づき負担する債務について、連帯してこれを負担する。この場合、発注者が連帯債務者の 1 人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の 1 人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第 439 条第 1 項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第 439 条第 2 項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。

- 2 本件共同企業体は、本施設について異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が、本施設的设计に係る成果物又は本施設の契約不適合によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による債務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が、本施設の引渡日後に発生した不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（本関連契約又は要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものをいい、本施設的设计に係る成果物又は本施設の契約不適合は含まれない。）又は本件共同企業体以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計・工事請負契約の規定により本件共同企業体の責めに帰すべき事由とみなされるものを除く。）の責めに帰すべき事由によることを、本件共同企業体が明らかにした場合には、第1項の規定は適用されない。

（受注者を構成する各当事者間の調整）

- 第16条 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合、当該各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。
- 2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、当該各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

（秘密保持義務）

第17条 発注者及び受注者は、本基本契約に関連して相手方（発注者の相手方は受注者をいい、受注者の相手方は発注者をいう。以下本条において同じ。）から受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の規定に含まれないものとする。
 - (1) 本基本契約、設計・工事請負契約、その他の本事業に関連して締結される契約において公表、開示等することができる規定されている情報
 - (2) 開示の時に公知である情報
 - (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5) 発注者及び受注者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 本条第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 福井市情報公開条例（平成8年12月25日 条例第29号）等の法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した、発注者の本事業に係る発注者支援業務受託者（発注者支援業務受託者からの再委託先も含む。）及び本事業に関する発注者又は受注者からのその他の業務受託者に開示する場合
 - (5) 本事業の実施に必要な範囲で、発注者の関係機関及び関係者に開示する場合

（個人情報の保護）

第18条 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福井市個人情報保護条例（平成14年10月1日 条例第25号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は事前の書面による承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者との間で行うものとする。
- (5) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理責任者を置かなければならない。
- (7) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は毀損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。

（本基本契約の有効期間）

第 19 条 本基本契約の有効期間は、本基本契約の締結日から、設計・工事請負契約に基づく全ての業務が終了した日までの期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第 13 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第 1 項及び第 21 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(準拠法及び解釈)

第 20 条 本基本契約は日本国の法令に準拠するものとする。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

(管轄裁判所)

第 21 条 本基本契約に関する紛争は、福井市に所在する裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 22 条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、発注者及び代表企業が原本各 1 通を保有し、他の構成企業は写しを保有する。

【__年__月__日】

発注者

福井県福井市大手 3 丁目 13 番 1 号

福井市

福井市上下水道事業管理者 塚谷 朋美

印

受注者

代表企業

住所[住所]

氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業

住所[住所]

氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業

住所[住所]

氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業

住所[住所]

氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業

住所[住所]

氏名[名称／代表者氏名] 印

別紙1

定義集

番号	用語	定義
1	本件業務	本施設の設計・工事業務をいう。
2	入札説明書	発注者が令和8年4月13日付で公表した、九頭竜浄水施設更新事業入札説明書(案)をいう。
3	要求水準書	発注者が令和8年4月13日付で公表した、九頭竜浄水施設更新事業要求水準書(案)をいう。
4	引渡日	設計・工事請負契約第31条の規定による引渡しを受けた日をいう。
5	異常事態	本施設の運転において、本件性能要件について未達の事態をいう。
6	本件性能要件	要求水準書に記載されている性能保証事項、設計・工事請負契約に規定された性能保証事項の総称をいう。

別紙 2

契約保証金

契約保証については、次の条件によるものとする。

- 1 本件共同企業体は、建設業務の履行を保証するために、設計・工事請負契約に係る契約金額の 10 分の 1 に相当する金額以上を設計・建設期間中の契約保証金として設計・工事請負契約の締結時に発注者に納付する。

- 2 前項の規定による契約保証金は、現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する以下の各号に掲げるいずれかの担保を提供することにより代えることができる。また、第 4 号に定める担保については、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、発注者が確実であると認める公社債券）
 - (2) 設計・工事請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、その他の発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (3) 設計・工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（金銭的保証に限る。）
 - (4) 設計・工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託

- 3 前項第 2 号乃至第 4 号に掲げる保証又は保険を付す場合は、当該保証又は保険は以下に規定する者による契約の解除の場合についても支払われるものでなければならない。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、再生債務者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された管財人

- 4 第1項の規定による契約保証金は、第2項の規定により、受注者が第2項第1号に基づき有価証券等を担保提供し又は第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第2項第3号に掲げる保証又は第4号に掲げる保険を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約保証金には利子を付さない。